

議案第 25 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 27 年 5 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 項第 1 号中「10 万 4, 290 円」を「10 万 4, 570 円」に改め、同項第 2 号中「5 万 6, 600 円」を「5 万 6, 790 円」に改め、同項第 3 号中「5 万 2, 150 円」を「5 万 2, 290 円」に改め、同項第 4 号中「2 万 8, 300 円」を「2 万 8, 400 円」に改める。

附則第 1 条の 3 第 7 項中「第 4 条第 3 項第 2 号ただし書」を「第 13 条の 2 第 2 項第 1 号ただし書」に改める。

附則第 2 条第 5 項中「第 4 条第 2 項第 2 号ただし書及び第 3 項第 2 号ただし書」を「第 13 条の 2 第 1 項第 1 号ただし書及び第 2 項第 1 号ただし書」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「5, 943 円」を「6, 003 円」に、「7, 720 円」を「7, 775 円」に、「9, 400 円」を「9, 450 円」に、「10, 653 円」を「10, 703 円」に、「11, 538 円」を「11, 573 円」に、「12, 285 円」を「12, 318 円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5, 020 円」を「5, 068 円」に、「6, 048 円」を「6, 050 円」に、「6, 880 円」を「6, 783 円」に、「8, 078 円」を「7, 950 円」に、「8, 998 円」を「8, 850 円」に、「9, 475 円」を「9, 313 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表学校薬剤師の補償基礎額の項の改正規定（「6,880円」を「6,783円」に、「8,078円」を「7,950円」に、「8,998円」を「8,850円」に、「9,475円」を「9,313円」に改める部分に限る。）は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表（薬剤師としての経験年数が10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満及び25年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。）の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表（薬剤師としての経験年数が10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満及び25年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。）の規定は、第1項ただし書に規定する日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

提案理由

公務災害補償の基準となる政令の一部改正に伴い、介護補償の額及び学校医等に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に対して意見の申出をしたいので、この案を提出する。